資料4

水路等に接する公園及び公共施設での再発防止策の検討

危険箇所ごとの再発防止策(案)

• 水路に接する施設側の対策については、原則、全てにおいて物理的に隙間を塞ぎ、水路等 へ近づけさせないことにより事故を防ぐ。

【危険箇所の分類】

【再発防止策(案)】

1 フェンス等の構造物が設置されていない箇所、 構造物の間に大きな隙間(子どもが通れるような)が確認された箇所

フェンスを設置する。

2 フェンス等の構造物の間に小さな隙間が確認された箇所

狭い箇所でのフェンスの設置が難しいため, ロープ やチェーン等により隙間を塞ぐ。

3 水路の脇に水路の管理用道路が設置されており、そこへの出入口(間隔)を設けており、自由に出入りできる箇所

開閉機能を有するフェンスやチェーンを設置する。

4 水路の脇に生垣があり、その一部に隙間が確認 された箇所 生垣の場合, 今後の植生の変化により, 隙間が拡 がる等の可能性が考えられるため, 景観等に配慮し ながら基本的には, 水路と生垣の間にフェンスを設 置する。

5 フェンスの老朽化等により、隙間等が確認された 箇所

フェンスの修繕等を行う。

その他の再発防止策(案)

• 隙間への転落防止柵の設置といったハード対策に加え、次の救援措置やソフト対策を追加 的に講じることが考えられる。

1 転落時の救援措置

水深が深い水路(水深1.0mを超える)等については、水路に転落 した場合に備えてタラップ等を設置する。

2 注意喚起看板の設置

水深が深い水路(水深1.0mを超える)等については、水路沿いの転落防止柵等に、未就学児でも認識できるような注意喚起看板を設置する。

3 啓発活動

市民に分かりやすい啓発チラシを作成し、HPや自治会等への回覧等で周知する。



【タラップ】



【注意喚起看板】

